

議案第5号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月3日提出

大網白里市長 金坂 昌典

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「市立病院に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「政令」という。）第2条に規定する期間に、」を「当分の間、市立病院に勤務する職員が」に、「政令第1条に規定する」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に掲げる」に改め、附則に次の見出し及び3項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種手当）

- 6 第3条第1項各号に掲げるもの及び附則第4項に規定するもののほか、当分の間、職員が夜間又は休日に市が実施する新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務（以下「新型コロナワクチン接種業務」という。）に従事したときは、新型コロナワクチン接種手当を支給する。
- 7 前項に規定する新型コロナワクチン接種手当の額は、新型コロナワクチン接種業務に従事した時間1時間につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 給与条例第3条第1項第2号アに掲げる医療職給料表(1)の適用を受ける職員 10,000円
 - (2) 給与条例第3条第1項第2号イに掲げる医療職給料表(2)及び同号ウに掲げる医療職給料表(3)の適用を受ける職員 3,000円
 - (3) 給与条例第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員 1,000円

8 新型コロナワクチン接種手当の支給の基礎となる従事時間数は、その給料の計算期間の全時間数によって計算し、この場合において1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てて計算するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例附則第6項から第8項までの規定は、令和3年5月27日から適用する。